

議案第 8 号

野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について

野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月7日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年野田市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件に関する規定を整備しようとするものである。

参考資料

野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年野田市条例第20号）

改 正 案	現 行
<p>(職員)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、<u>都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長</u>が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>